

新しい国際法の流れを汲むブラジル連邦最高裁判所判決

(週刊金曜日 2022.8.26 1390号)

昨年、韓国の裁判所で日本軍「慰安婦」被害者らが日本国に損害賠償を請求した訴訟で、正反対の2件の判決が話題になった。

1月8日のソウル中央地方法院判決（以下「1.8判決」）は国際法の重大な違反による人権侵害については主権免除（主権国家は他国の裁判権に従うことを免除されるという慣習国際法上の規則）は適用されないという「人権例外」の理論を採用し、日本国に原告らへの賠償を命じた（本誌1316～1318号、1322号に判決全文の日本語訳を掲載）。

一方、同じ裁判所の別の裁判部が同種の別件について4月21日に宣告した判決（以下「4.21判決」）は日本の主権免除を認めて原告らの請求を却下した（判決概要は本誌1327号で紹介）。両件の原告らは主権免除の争点について同一の主張・立証をしており、判決の違いは専ら裁判官の国際法観の違いによるものだ。

分かれる判断 ICJ判決の効果めぐっても

1.8判決は国際法の究極的な目的は個人の人権の保障にあり、個人も国際法の主体であると考えた新しい国際法観に立脚した。反対に4.21判決は国際法の目的は国家間の国益の調整であり、個人の人権は国籍国の外交的保護によって守られるに過ぎないとする古典的な国際法観に立脚している。

また、両判決は国際司法裁判所（ICJ）判決の効果めぐっても対立している。第2次世界大戦中の強制連行・強制労働の被害者がドイツ連邦共和国に損害賠償を請求したフェッリーニ事件で、2004年3月のイタリア最高裁判所判決ではドイツの主権免除を否定したが、ドイツはこの判断は国際法違反だとしてICJに提訴した。ICJは各国の国家実行（裁判例、立法例）を数え上げて相対多数で慣習国際法を認定するというアプローチを採用し、2012年にドイツの主張を認める判決を宣告した。

このアプローチは国際法の学説の発展を無視するものであり、国家実行の数え方も恣意的であるとして、世界の多くの法律家が批判している。ただし、論理的には人権例外を認める国家実行が増えれば当然に判断が変更されることになり、国際法の将来の発展に含みを残した判断ともいえる。

そして、ICJ規程59条に「裁判所の裁判は、当事者間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する」と規定されているように、ICJ判決は各国の国内裁判に対して一般的な拘束力をもつものではない。1.8判決はICJのケースと日本軍「慰安婦」のケースの違いを具体的に検討し、ICJ判決の結論に形式的に従うのではなく、日本に主権免除を認めることは韓国の憲法秩序（特に裁判を受ける権利保障）に適合しないとして日本の主権免除を否定した。

一方、4.21判決は「ICJ判決は現時点での慣習国際法を示すもの」として事実上ICJ判決の拘束力を認めて日本に主権免除を適用したのである。

その後、日本政府が韓国の裁判手続を無視して控訴もしなかったため、1.8 判決は確定した。4.21 判決には原告らが控訴し、ソウル高等法院に係属中である。原告らは本年 3 月 22 日に控訴理由書を提出した。この書面ではアメリカを中心とする各国の国家実行（判例・立法）を豊富に引用し、4.21 判決をあらゆる論点から批判している。

また、控訴理由書と同時に書証の提出と証人申請も行い、9 月に証人のうち 1 人（韓国の国際法学者）の尋問が予定されている。予断を許さないが、裁判所は一審に比べて慎重な審理を行おうとしているように見える。

主権免除は、司法アクセス権の妨げ

ところで、控訴理由書と同時に提出された書証は 2021 年 8 月にブラジル連邦最高裁判所で宣告された「シャングリラ号事件」判決の韓国語訳である。

この判決は第 2 次世界大戦中の 1943 年 7 月、ブラジルの漁船シャングリラ号がブラジル領海内で沈没し、乗船していた漁民 10 名全員が死亡した事件をめぐるものである。永らくこの船の沈没原因は不明とされていたが、歴史家の努力の結果、ドイツ潜水艦の乗組員の供述書面などが発見され、ドイツ潜水艦の攻撃によるものであることが判明した。

2001 年に海事裁判所がようやくこの事実を認定し、被害者遺族らは損害賠償を求めて 2008 年にリオデジャネイロの地方裁判所にドイツ連邦共和国を提訴した。しかし、一審の地方裁判所から通常の裁判所の最終審である司法高等裁判所まで、すべての裁判所はドイツ連邦共和国の主権免除を認め、原告らは 10 年余にわたって敗訴を続けた。

2014 年、原告らは最後の法的手段として、連邦最高裁判所に特別上告した。連邦最高裁判所はドイツや韓国の憲法裁判所とよく似た違憲審査権を独占する裁判所である。原告らは司法高等裁判所の判断はブラジル共和国憲法に違反すると主張したのである。連邦最高裁判所は 7 年間の審理の末、6 対 5 の多数で原審を破棄し、戦争犯罪や国際法上の人権を侵害する行為については主権免除を認めることはできないと判断した。

判決は、「主権免除は人権侵害の被害者らが加害者の責任を追及する可能性を否定することにより、ブラジル憲法、世界人権宣言、国際人権規約で保障されている司法アクセス権を妨げる」「ブラジル国家の国際関係を支配する原則として人権の尊重を掲げているブラジル共和国憲法の規定に照らし、人権は優先されるべきである。」「『外国が人権を侵害して行った不法行為は管轄権の免除を享受しない』との法理を確立する。」と述べ、1.8 判決と同様に、自国の憲法秩序を基準として、主権免除に対する人権例外を認めたのである。多数意見を主導したエドソン・ファチン裁判官は、ICJ 判決は一般的拘束力をもたないことを指摘し、韓国の 1.8 判決が、国際法上の人道に対する罪を犯した日本に主権免除を認めることは、国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を保障する世界人権宣言第 8 条に反するとして、人権例外を採用したこと紹介した。このように、ブラジル判決と 1.8 判決は明らかに一つの流れの中にある。

せめぎあいのなかで人権を保障する方向へ

1.8 判決について日本政府は「国際法上ありえない判断」などと非難し、一部の野党指導

者もこれに同調した。

しかし、人権と主権免除の論争は太平洋を渡ってラテンアメリカに達し、同じ年のうちに再び人権例外により主権免除を排除する国内判例が現れたのだ。

前記の ICJ 判決ではシャングリラ号事件の下級審判決も人権例外を否定する消極的事例として数えられていた。その判決が取消され、人権例外を正面から認めた連邦最高裁判所判決に置き換えられたのである。

「国際法上ありえない」という日本政府の虚妄の宣伝に反し、人権と主権免除をめぐる国際法は反対論とせめぎあいながら、主権免除を制限して人権を保障する方向に着実に前進している。

[→HOME](#)